

令和7年11月28日 招 集

令和7年第5回本市議会定例会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1	議第59号	村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	3
2	議第60号	村山市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について……………	5
3	議第61号	村山市立学校設置条例の一部を改正する条例について……………	19
4	議第62号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第7号）……………	別冊
5	議第63号	令和7年度村山市水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
6	議第64号	令和7年度村山市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
7	議第65号	村山市スポーツ施設の指定管理者の指定について……………	20
8	議第66号	村山市基点レクリエーションセンターの指定管理者の指定について……………	21
9	議第67号	村山市基点リバーサイド地区交流促進施設の指定管理者の指定について……………	22
10	議第68号	村山市故里交流施設の指定管理者の指定について……………	23
11	議第69号	村山市ふるさとふれあい学習館の指定管理者の指定について……………	24
12	議第70号	村山市にぎわい創造活性化施設の指定管理者の指定について……………	25
13	議第71号	村山市都市公園施設の指定管理者の指定について……………	26

以上別紙のとおり

令和7年11月28日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第59号

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条の4の次に次の1条を加える。

（特殊勤務手当）

第10条の5 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給の範囲及び支給額は、別表第3のとおりとする。

別表第2中「並びに児童館の館長及び副館長」及び「、館長主査」を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第10条の5関係)

手当番号	手当の種類	支給の範囲	手当の額
1	救急救命士手当	救急救命士(救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士をいう。)の資格を有する消防職員が、救急のため出動し、かつ、次に掲げる行為を伴う救急業務に従事したとき。 (1) 救急救命士法施行規則(平成3年厚	行為を伴う出動 1回に対し510円

		生労働省令第44号)第21条に規定する救急救命処置 (2) エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与(前号に該当するものを除く。) (3) 血糖測定器を用いて行う血糖の測定	
2	災害応急作業等 手当	消防職員が、次に掲げる作業に従事したとき。 (1) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として出動する場合において行う同法第44条第1項に規定する消防の応援等に係る作業 (2) 消防組織法第39条第2項に規定する協定に基づき出動する場合において行う消防活動に係る作業 (3) 他自治体の消防職員による第1号又は第2号に規定する出動が行われる災害がこの市の消防署の管轄区域内において発生した場合に行う消防活動(当該災害に直接起因するものに限る。)に係る作業	日額 2,160円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

著しく危険又は困難な業務等に従事する消防職員に対し、新たに特殊勤務手当を支給するためこれを提案する。

議第60号

村山市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（村山市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 村山市一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年村山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費(第8条―第12条)

第2節 宿泊費等(第13条―第15条)

第3節 転居費等(第16条―第18条)

第3章 外国旅行の旅費(第19条)

第4章 雑則(第20条―第29条)

附則

第2条第1項第1号中「国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)で定めるその附属の」を「これらに附属する」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この号において」を加え、同項第3号中「在勤庁」を「在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居

所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が、退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「職員」を「職員又はその遺族」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「出張」を「出張又は赴任」に、「旅行中」を「の内国旅行中」に、「免職」を「免職(罷免を含む。)」に、「なつた」を「なつた」に、「伴なう」を「伴う」に改め、同項第2号中「出張」を「出張又は赴任」に、「旅行中」を「の内国旅行中」に改め、同項に次の3号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第3条第3項中「前項第1号」を「前項第1号又は第4号」に、「なつた場合には」を「なつたときは」に改め、同条第4項中「補助するため」の次に「、証人、鑑定人、参考人、通訳等として」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合

(2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

(3) 第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員 その家族の旅行について第16条、第18条第1項及び第20条第2項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

第3条第6項中「交通機関等の事故又は天災その他規則で定める事由により、」を「次に掲げる事情により」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは当該家族の責めに帰することができない事情

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「場合には」を「場合で、前項の規定に該当する場合には」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「以下」を「以下この条において」に、「事項を記載し、これを」を「事項の記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示」を「提示又は通知」に改め、同条第5項中「記載し、これを」を「記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示」を「提示又は通知」に改め、同条第6項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改める。

第5条を削る。

第4条の2第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「従つて」を「従って」に改め、同条第2項中「すみやかに、」を「速やかに」に改め、同条第3項中「申請したが」を「申請をしたが」に、「認められなかつた」を「認められなかった」に、「従つた」を「従った」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとしてその種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって」に改め、同条ただし書中「通常の経路及び方法によつて」を「通常の経路又は方法により」に、「よつた」を「よった」に、「よつて計算」を「よって計算」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この条例及び規則で定めるところによる。

第6条の2から第8条までを削る。

第9条第1項前段中「概算払による」を「概算払に係る」に、「受けようとする者」を「受けようとする旅行者」に、「かかる」を「係る」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「しようとする者」を「しようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「請求書」を「請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条に

において同じ。)」に、「書類」を「資料」に、「、当該旅費の支出をする者に提出」を「請求」に改め、同項後段中「添付書類」を「資料」に、「提出しなかつた者」を「提出しなかつた者」に、「かかる旅費額」を「係る旅費又は旅費に相当する金額」に、「書類を提出しなかつた」を「資料を提出しなかつた」に、「旅費」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「されなかつた」を「されなかつた」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「かかる」を「係る」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した日の翌日から起算して1週間以内に」を「当該旅行を完了した後所定の期間内に」に改め、同条第3項中「あつた」を「あつた」に、「別に定める」を「所定の」に改め、同条第4項中「添付書類の種類、記載事項及び様式は」を「資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間、第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 旅費の支出又は支払をする者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって請求することができる。

6 前項の規定により請求が電磁的方法により行われたときは、当該旅費の支出又は支払をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに請求したものとみなす。

第9条を第7条とする。

第2章から第4章までを次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄

道事業の用に供する鉄道、軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(規則で定める者に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(規則で定める者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条

において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第11条 車賃は、自己の所有する自家用自動車を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 当該移動に係る路程に応じた費用

(2) 前号に掲げる費用以外の費用であつて、当該移動に直接要する費用

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる費用は、自己の所有する自家用自動車を使用して移動する全路程を通算して計算し、その額は、1キロメートルにつき22円とする。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自己の所有する自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第2節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。第15条及び第16条において「令」という。)第9条本文の規定により国家公務員等に支給される宿泊費の額を基準として規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が市長と協議して定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、法及び令第11条の規定により国家公務員等に支給される宿泊手当の額を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

第3節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、法及び令第12条の規定により国家公務員等に支給される転居費の額を基準として規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当

する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章 外国旅行の旅費

第19条 渡航雑費、死亡手当その他の外国旅行の旅費の支給については、法に定めるところに従い、これを支給する。ただし、法の規定により難い事項に関しては、任命権者は、その都度市長に協議の上これを決定し支給するものとする。

第4章 雑則

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の

例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃(第11条第1項第1号に掲げる費用を除く。)及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項第2号及び第3号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(車賃(第11条第1項第1号に掲げる費用に限る。)及び宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

3 職員が国、県又は他の公共団体等から旅費の支弁を受けるときは、この条例の規定による旅費を支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第

15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間中の職員がその条件付採用期間中にその意に反して退職となった場合において、退職の通達を受けた日から14日以内に出発して帰住するときは、規則で定めるところにより計算した旅費を支給するものとする。

3 第1項及び前項の場合においては、その者の住居が本市外にあるものを就業のためにその住居を本市内に変更した場合に限るものとする。

(旅費の返納)

第26条 旅費の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則(次項において「条例等」という。)の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費の支出又は支払をする者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費の支出又は支払をする者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(任命権者の監督)

第27条 任命権者は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(同行に伴う旅費の計算)

第28条 職員が、特別職に属する者(市長、副市長、教育長、監査委員、選挙管理委員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び市議会の議員をいう。以下同じ。)と同行して旅行する場合には、この条例の規定にかかわらず同行した当該特別職に属する者と同額の旅費を支給する。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、

旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

(村山市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 村山市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和29年村山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第1項中「場合には」を「場合には、別表第1に定める」に改め、同条第2項を削る。

第3条第2項中「同項第1号」を「同項第1号及び第2号」に、「あつては市長」を「あつては市長」に、「第2号及び第3号に掲げる者にあつては副市長、」を「同項第3号及び」に、「あつては一般職」を「あつては一般職」に改める。

第4条第1項中「日当その他の実費」を「一般職の職員に相当する旅費」に改め、同条第2項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 内国旅行の旅費及び費用弁償額

区分	宿泊費
市長	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第9条及び第21条第2項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員(以下次項の表において「指定職の職務にある者」という。)に支給される宿泊費に相当する額
副市長	
教育長	

備考

- 1 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員の例による。ただし、第2条並びに第3条第1項第1号、第2号及び第3号の職員(議会の議員のうちから選任する委員に限る。)にあつては、村山市一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年

11月条例第9号)第8条第1項第5号中「特別車両料金(規則で定める者に限る。)」とあるのは「特別車両料金」と、同条第2項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第9条第1項第4号中「特別船室料金(規則で定める者に限る。)」とあるのは「特別船室料金」と、同条第2項中「最下級(規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級)」とあるのは「最上級」と、同条例第10条第2項中「最下級」とあるのは「最下級の直近上位の級」と読み替えた額とする。

- 2 車賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、一般職の職員の例による。ただし、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、市長に限り支給する。

別表第2 外国旅行の旅費及び費用弁償額

区分	旅費及び費用弁償額
市長	国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により指定職の職務にある者に支給される旅費に相当する額
副市長	
教育長	

備考 この表により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の村山市一般職の職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行(附則第4項において「施行日以後の旅行」という。)について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の村山市一般職の職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後

の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後の旅行のうち令和9年3月31日までに出発する旅行に係る新条例第11条第2項の規定の適用については、同項中「22円」とあるのは、「29円」とする。
- 5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 6 第2条の規定による改正後の村山市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(規則への委任)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、職員等に対して支給する旅費等に関する諸般の基準を見直すためこれを提案する。

議第61号

村山市立学校設置条例の一部を改正する条例について

村山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

村山市立学校設置条例(昭和39年村山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1項の表村山市立大久保小学校の項、村山市立富本小学校の項、村山市立戸沢小学校の項及び村山市立富並小学校の項を削り、同条第2項の表村山市立葉山中学校の項を削り、同条に次の1項を加える。

3 市立の義務教育学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

義務教育学校の名称	位置
村山市立葉山学園	村山市大字稲下1757番地

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

提案理由

本市に義務教育学校「葉山学園」を設置するためこれを提案する。

議第65号

村山市スポーツ施設の指定管理者の指定について

次の団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 村山市スポーツ施設
- 2 団体の名称 一般財団法人村山市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

当該施設の指定管理者として指定するためこれを提案する。

議第66号

村山市基点レクリエーションセンターの指定管理者の指定について

次の団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 村山市基点レクリエーションセンター「クアハウス基点」
- 2 団体の名称 株式会社村山市余暇開発公社
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

当該施設の指定管理者として指定するためこれを提案する。

議第67号

村山市基点リバーサイド地区交流促進施設の指定管理者の指定について

次の団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 村山市基点リバーサイド地区交流促進施設
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人村山蕎麦の会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

当該施設の指定管理者として指定するためこれを提案する。

議第68号

村山市故里交流施設の指定管理者の指定について

次の団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 村山市故里交流施設「道の駅むらやま」
- 2 団体の名称 株式会社村山市余暇開発公社
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

当該施設の指定管理者として指定するためこれを提案する。

議第69号

村山市ふるさとふれあい学習館の指定管理者の指定について

次の団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 村山市ふるさとふれあい学習館
- 2 団体の名称 一般社団法人村山市観光物産協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

当該施設の指定管理者として指定するためこれを提案する。

議第70号

村山市にぎわい創造活性化施設の指定管理者の指定について

次の団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 村山市にぎわい創造活性化施設Link MURAYAMA
- 2 団体の名称 一般社団法人つながる村山研究会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

当該施設の指定管理者として指定するためこれを提案する。

議第71号

村山市都市公園施設の指定管理者の指定について

次の団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 バラ交流館
- 2 団体の名称 一般社団法人村山市観光物産協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

当該施設の指定管理者として指定するためこれを提案する。